

令和3年12月7日

学生のみなさんへ

学生サービス課

民法改正による成年年齢の引き下げについて

平成30年6月13日、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立し、**令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わります。令和4年4月1日に18歳、19歳に達している人はその日から新成人となります。**

民法の定める成年年齢は、単独で契約を締結することができる年齢という意味と、親権に服することがなくなる年齢という意味を持つものですが、18歳、19歳の若者が自らの判断によって人生を選択することができる環境を整備するとともに、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする意義を有するものと考えられます。

また、女性の婚姻開始年齢は今回の改正で18歳に引き上げられ、男女の婚姻開始年齢を統一することとしています。このほか、年齢要件を定める他の法令についても、必要に応じて18歳に引き下げるなどの改正が行われています。

このたび、法務省より成年年齢引き下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」等について学生への周知依頼がありました。このサイト等を閲覧して、成年年齢が引き下げられることの意義や、引き下げに当たって気を付けておくべきこと等を確認し、理解するとともに成人となることについての自覚を持っていただければと思います。

● [成年年齢引き下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」](https://seinen.go.jp/)

[URL : https://seinen.go.jp/](https://seinen.go.jp/)

● [パンフレット「2022年4月1日から、成年年齢は18歳になります」\(pdf\)](https://www.moj.go.jp/content/001300586.pdf)

<https://www.moj.go.jp/content/001300586.pdf>